

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの確立は、経営の最大目標である持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するとともに、経営理念「私たちは「夢と喜びあふれるファッション」を提供し、豊かな社会の創造に貢献します。」の実現において必要不可欠なものと考えております。

そのため、当社は、取締役会による適正な意思決定及び監督機能、監査役会による経営の監視機能、コンプライアンスやリスク管理体制などが組み込まれた適切かつ実効的なコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

これらの結果、経営の公平性・透明性の確保が可能となり、ステークホルダーと適切な関係の構築や企業の社会的責任を果たすことにつながると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は現在、議決権行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等を行っていませんが、今後海外投資家の比率などの動向を見て、必要に応じて検討を重ねていきたいと考えております。

【原則3-1-2 情報開示の充実】

英語での情報の開示・提供につきましては、当社における海外投資家の比率の動向を見ながら、実施の必要性について判断してまいりたいと考えております。なお、現在、当社ウェブサイトには、データブックとして、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の決算数値を英語等で掲載しておりますのでご参照ください。

・<https://www.crossplus.co.jp/ir/data-book/>〔英語版〕

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式につきましては、取引関係の維持・強化等、事業活動を円滑に進めるために保有しております。また、主要な政策保有株式につきましては、担当取締役が保有の意義や経済合理性の検証を行い、定期的に取締役会に報告しております。個別の政策保有株の保有の適否については、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案して判断しており、保有の妥当性が認められない場合は、売却を進めております。同株式に係る議決権行使については、その議案が発行会社の健全な経営に役立ち、中長期的な企業価値向上が期待できるか等、総合的に判断した上で、適切に議決権行使を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役、監査役等の当社関係者や主要株主がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を防止するため、役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要する事項となっております。また、当該役員はその審議・決議に参加しないことになっております。

また、取締役・監査役及びその近親者との取引については、取引の有無に関する調査の確認書面を年2回作成し、重要な事実がある場合や重要な兼任状況については、取締役会に報告することとしております。

また、関連当事者取引については、会社法及び金融商品取引法その他適用のある法令並びに東京証券取引所等が定める規則に従って開示することとします。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度の適正な運営を図るため、年金積立金の管理及び運用に関しては外部の資産管理運用機関に委託しており、当社の運用方針に基づき、当該機関にて資産運用をおこなっております。運用方針の立案や運用状況のモニタリングについては、人事部が主管し経理部とも連携しながら対応しております。今後当社は、担当部署における専門性を高めつつ適切な運用を図ることに努め、アセットオーナーとしての機能を強化してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は経営理念や経営戦略及び経営計画は当社ウェブサイトにて開示しております。

・<https://www.crossplus.co.jp/company/philosophy/>〔社訓/経営理念〕

中期経営計画につきましては下記のウェブサイトにある「CROSS PLUS 2020年1月期 決算説明会資料」に記載しております。また、単年度及び中期経営計画の進捗状況は、決算説明会資料に記載しておりますのでご参照ください。

・<https://www.crossplus.co.jp/ir/briefing-session/>〔決算説明会資料〕

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.「基本的な考え方」をご参照ください。また、コーポレートガバナンス・コードへの対応の基本方針は、コードの趣旨と精神を十分に理解し、当社の持続的な成長と中期的な企業価値向上を実現するため、より良いコーポレートガバナンスの構築を目指すこととしております。

(3)取締役会が、経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、半数以上の独立社外取締役によって構成される指名報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決議しております。

(4)取締役会が、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

当社取締役候補者の選任にあたっては、企業理念に基づき経営全般に関する管理や事業運営を担い当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与するために必要な経験と実績を有していることに加え、高度な能力、幅広い見識、優れた人格等を備えた者を候補者とするとし、半数以上の独立社外取締役によって構成される指名報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決議しております。また、監査役候補者の決定に際しては、監査役会の同意も得ています。再任時は、これらに加え、任期中の実績、経営への寄与度等を勘案することといたします。

万一、経営陣幹部が、その職責を十分に果たしていない場合や、法令・定款に違反し、当社の企業価値を著しく棄損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、半数以上の独立社外取締役によって構成される指名報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決議いたします。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者・監査役候補者の略歴及び選任理由につきましては、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程、職務権限規程に基づき、経営上の重要事項について意思決定をしております。一方、業務執行については取締役、執行役員等に委任しており、取締役会はそれら業務執行の監督をおこなっております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、当社の経営判断に資するような会社経営等の豊富な知識と経験を有し、当社の企業理念の実現と中長期的な企業価値の向上に寄与することができる人材であるという点を重視しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、営業、生産、財務等、取締役の知識・経験・専門性においてバランス、多様性に配慮した構成としそのスキルマップを作成するとともに、社外取締役の選任により、監督機能の一層の強化を図るものとしております。また、取締役の人数は、十分な審議を行い、迅速で合理的な意思決定を行うことができる範囲として9名以内と定めております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役が他社の役員を兼任している場合は、取締役会でその内容を確認し、当社の業務に支障がないことを確認しております。また株主総会招集通知及び有価証券報告書にて各取締役・監査役の主要な兼任状況を毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は2019年度の実効性評価を、2020年1月～3月実施いたしました。概要は以下の通りです。

1. 分析・評価の方法

(1)全ての取締役・監査役に対し、以下の項目についてアンケート(無記名式・全39問・4段階評価)による自己評価を実施いたしました。

- 取締役会の構成について
- 取締役会の運営について
- 取締役会の議題について
- 取締役会を支える体制について

(2)アンケート結果を集計し、評価が低い項目や前回から評価が低下した項目を課題として抽出いたしました。

(3)取締役会においてアンケートにて抽出された課題を共有し改善策について協議をおこないました。

2. 分析・評価の概要

取締役・監査役へのアンケートによる自己評価及び取締役会での審議から、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていると分析・評価いたしました。

一方、未実施であった以下項目については、実施に向けて対応をおこなっていくことといたしました。

- 任意の指名・報酬委員会については、設置する方向とし、取締役会において具体的な検討をおこなってまいります。
- 後継者計画については、任意の指名・報酬委員会の設置後、当委員会において検討をおこなってまいります。

3. 今後の対応

当社取締役会は、上記項目について取り組みを進めるとともに、今後も年度毎の自己評価を実施し改善状況の確認をおこなうことで取締役会の実効性を高め、コーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役会・監査役会のトレーニング】

当社は、取締役・監査役のトレーニングについて、各役員の主体的な取り組み、自己研鑽を奨励し必要となる支援を行います。また、取締役・監査役がその役割・責務を果たすうえで必要となる知識や情報を取得するため、外部講師による研修会の実施など、トレーニングの機会を継続的に提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主様との対話を積極的に行います。当社の経営方針や事業方針を説明する機会を多くし、対話を通じて得た株主様からのご意見、ご要望等を事業活動に活かすことで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させたいと考えております。

株主様からの対話申込みに対しましては、社長をはじめとする取締役や経営陣幹部などが、対応することにしております。

株主様との対話を行うための体制や取り組みについては以下のとおりです。

- ・株主様との対話全般については、管理部門の経営企画室を担当窓口とし、管理部門担当取締役が統括する体制となっており、個別株主・投資家との面談については、社長をはじめとする取締役や経営陣幹部等が対応することとしております。
- ・株主様や投資家との対話を円滑に実施するため、応対する者は、取締役会、執行役員会、営業会議等、重要な社内会議や子会社取締役会等に出席し、経営情報を随時、把握するよう努めております。
- ・上記面談以外に、第2四半期及び本決算時には、社長を説明者とする機関投資家向け決算説明会を開催しており、今後は、株主様や投資家との円滑な関係を構築することを目的として、個別訪問等、積極的なIR活動に努めてまいります。また、株主様とのコミュニケーションツールとして「報告書」を年2回発行しております。
- ・株主様との対話において把握された株主・投資家のご意見等につきましては、定期的に取り締り委員会等へ報告することにより、株主様や投資家の声を経営に反映することができる体制としております。

・株主様との対話に際してのインサイダー情報の管理は、社内規程に基づき適切に対応することとしております。また、株主様や投資家との個別の面談には複数で対応し面談結果を報告書にまとめ、関係者と情報共有を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
辻村 隆幸	600,050	7.77
クロスプラス社員持株会	313,060	4.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	249,600	3.23
田村駒株式会社	238,400	3.08
森 文夫	233,330	3.02
株式会社ヤギ	218,600	2.83
株式会社シービーモアー	171,450	2.22
株式会社三菱UFJ銀行	166,000	2.15
C P 共栄会	164,200	2.12
株式会社みずほ銀行	134,300	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	1 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
江口 恒明	他の会社の出身者											
二見 英二	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江口 恒明	○	——	同氏は、繊維業界での海外勤務経験と海外事業戦略に関する高い見識を有しており、外部の視点から当社の経営への助言を期待し、社外取締役を委任しております。また、一般株主との間で利益相反するおそれもないため独立役員に指定しております。
二見 英二	○	——	同氏は、不動産業界の豊富な経験とグループ経営に関する高い見識を有しており、多様な視点で経営への助言を期待し、社外取締役を委任しております。また、一般株主との間で利益相反するおそれもないため独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

当社は取締役の指名・報酬等に係る手続きの公平性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。

同委員会は取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議をし、取締役会に対して答申・助言を行います。

- ・代表取締役及び取締役の選任・解任に関する事項
- ・代表取締役及び取締役の後継者計画に関する事項
- ・取締役の報酬等に関する事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会を原則として毎月1回開催しており、その内、年数回、定期的に会計監査人及び内部監査担当者との連絡会と併せて開催し、情報交換や報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松永 安彦	他の会社の出身者													
豊田 稔	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松永 安彦	○	――	同氏は、金融業界での長年の経験から財務等に関する豊富な知見を有しており外部の視点から当社の経営への助言を期待し、社外監査役を委任しております。また、一般株主との間で利益相反するおそれもないため独立役員に指定しております。
豊田 稔	○	――	同氏は、システム会社の代表取締役を務め、システムに関する豊富な知見を有しており外部の視点から当社の経営への助言を期待し、社外監査役を委任しております。また、一般株主との間で利益相反するおそれもないため独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、役職に応じた固定部分と業績に応じた業績部分に分けており、固定部分は、役員内規に定める基準に従い決定し、業績部分は、あらかじめ設定した目標の達成度に応じて決定しております。

また、第64回定時株主総会において、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としており、付与対象者は、取締役(社外取締役を除く)4名であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの年間報酬総額
 取締役6名(社外取締役を除く):92百万円
 監査役2名(社外監査役を除く):13百万円
 社外役員5名:16百万円

尚、有価証券報告書において、上記の区分ごとに、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプションについて記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額については、2008年4月24日開催の第55回定時株主総会の決議により、取締役9名の報酬限度額は年額3億60百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内、なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていない。)、監査役5名の報酬限度額は年額36百万円以内であります。

また、ストック・オプションの報酬額については、別途、2017年4月25日開催の第64回定時株主総会の決議により、取締役(社外取締役を除く。)に対して付与する株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の割当金額は、年額50百万円以内であり、且つ、その個数は1,500個以内となっております。

当社の役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬及びストック・オプションで構成され、報酬額の水準については、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえ、上記の株主様にご承認をいただいた報酬枠の範囲で、取締役の各報酬の支給額は、社外取締役を委員長とする指名報酬委員会の協議を経て決定しております。また、監査役の報酬の総額は、監査役の協議を経て決定しております。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役には、業績連動報酬やストック・オプション等の変動報酬は相応しくないため、一定の金額の固定報酬を支給することとしております。

< 固定報酬 >

固定報酬については、各役員の担当領域の規模及び責任や役職に応じて設定しております。

< 業績連動報酬 >

業績連動報酬については、業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映したインセンティブ報酬を支給することとしております。計算方法としては、取締役の役位ごとに変動係数 α (0~2の範囲で変動)に、連結業績、単体業績、担当部門の業績等を基準に計算される数値を掛け合わせることで報酬金額を算出することとしております。

< スtock・オプション >

ストック・オプションについては、株主の皆様との利益意識の共有と目標達成への動機づけを目的とした株式報酬型ストック・オプションであり、当社取締役に対し、単年度だけではなく、中期経営計画の達成状況や中長期的視点で業績や株価を意識した経営を行うことの動機づけとしております。計算方法としては、ストック・オプション導入時点の過去2年間の平均株価894円を基準株価としあらかじめ設定した役位ごとの個数を基準株価に掛け合わせることでストック・オプションの報酬金額を算出しております。

但し、付与する年度の3月末日時点の株価が、基準株価894円を上下で50%を超えた場合には、再度、過去2年間の平均株価を算出し基準株価や付与する役位ごとの個数も見直すこととしています。このことは、将来、取締役を退任する時点で、株価が上昇していれば資産価値が上がることから、当然、付与後の業績や株価などを強く意識した経営を行うことの動機づけとなる設計となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役への取締役会招集日の連絡や調整、取締役会資料の収集・配布は社長室が行っております。監査役会の招集日調整や連絡、資料作成、議事録作成等の事務局は、監査部が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレートガバナンスの強化は、取締役会の機能強化が特に重要であると考えております。このため、取締役会は取締役6名のうち社外取締役2名を選任し、毎月の取締役会にて独立、客観的な立場から経営に対する助言や意見をおこなっており、取締役会の意思決定及び経営に対する監督機能は十分に発揮されていると考えております。

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は、監査役4名のうち社外監査役を2名としており、全監査役が取締役会に出席し活発な議論をおこなうなど、経営に対する実効性ある監視をおこなっております。

一方、当社は、業務執行機関として執行役員制を導入しており、取締役会で決定された経営方針や経営戦略に則り、迅速な業務執行をおこなっております。取締役会の意思決定及び監督機能と執行役員制の業務執行機能を分離し、役割と責任の明確化及び業務の適正化に努め、ガバナンス強化を図っております。

当社は、コンプライアンスやリスク管理を統括する機関としてコンプライアンス・内部統制委員会を設置しており、当社グループ内のコンプライアンスの啓蒙やリスク管理の強化を図り、ガバナンス体制の整備に努めております。

また、当社は、専任6名からなる社長直轄の監査部を設置しており、当社及び当社グループ会社にて内部監査を実施し、業務の適正性や財務報告に係る内部統制の評価をおこない、その結果を代表取締役社長及び取締役会に適宜報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による経営の意思決定及び監督機能と執行役員制による業務執行機能を分離し、業務執行の適正化、迅速化を図るとともに、監査役会、監査部、会計監査人の各監査及び相互の連携による実効的な監査体制、コンプライアンス・内部統制委員会によるリスク管理体制の整備など、多面的にガバナンス体制の整備・構築を図っており、これらの結果、当社におけるコーポレートガバナンスは有効に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前に発送しております。
その他	事業報告及び質疑応答の際スライドを使うなど、解かりやすい説明、回答を心掛けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間及び期末決算短信開示の翌日を原則に、東京にて決算説明会を開催し、決算説明会資料に基づき代表取締役からの説明及び質疑応答を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示済み開示資料、各四半期決算短信、期末決算短信、決算説明会資料(中間・期末)、事業報告書(中間・期末)、各四半期報告書、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室がIR業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	余剰生地と閑散期の工場を利用したサステナブルなモノづくりやマスクの販売、使用済ダンボールの再利用による環境負荷の低減、エネルギー効率の高い空調機器や太陽光発電システムの導入、社内の節電活動による省エネ、CO2削減など、環境に配慮した活動をおこなっております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する考え方及び体制は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、クロスプラスグループ企業行動指針及びコンプライアンスに関する規程等を取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範に遵守した行動をとるための指針としております。

その徹底を図るため、取締役会直轄のコンプライアンス・内部統制委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンスに関するリスク管理を行うとともに、取締役及び使用人に対し、研修等を通じてコンプライアンスの周知を図ります。

また、内部監査部門は、取締役及び使用人による職務の執行が、法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかどうかを確認するため、当社各部門及び当社子会社に対して内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告します。その他、法令及び定款に適合しない恐れのある行為や反倫理的行為等について、取締役及び使用人が、通常の報告ラインとは別に直接情報提供を行う手段として、内部通報制度「ヘルプライン」を設置することにより、内部統制システムの強化を図ります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要な書類については、文書管理規程にしたがって、文書又は電磁的媒体(以下 文書等という)にて適切に、記録、保存、管理及び廃棄を行います。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動におけるリスク管理体制の構築は経営の重要課題と認識し、取締役会においてリスク管理体制の整備・運用状況について監督をおこなっております。また、グループ内の事業上のリスクやコンプライアンスを統括する組織体として、当社各部門の責任者で構成するコンプライアンス・内部統制委員会を設置し、様々なリスクに対する予防や低減及びリスク発生時に必要な措置を講じるなど、当社グループのリスク管理体制の強化に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、市場環境の変化に迅速に対応するため執行役員制度を導入し、経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行の監督機関であります取締役会と業務執行機関であります執行役員会とに役割を分離します。

取締役会は、毎月1回以上開催し、経営方針・計画の決定及びその進捗状況を検証し、法令・定款及び規程等に定められた事項の審議・決定を行います。また、情報や課題の共有化で、取締役の職務執行の効率的な実施を図ります。

執行役員会は、執行役員及び連結子会社社長を中心に毎月1回以上開催し、営業上の課題を中心に重要事項の検討や進捗状況を確認し、意思決定の迅速化を図ります。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社へ取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査します。また、子会社の管理部署を配置し、関係会社管理規程に基づき、子会社の管理及び指導、支援を行います。さらに、内部監査部門による監査を定期的実施し、業務の適正性を確認しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき専属の使用人は特に設けておりません。監査役は、必要に応じて、使用人に監査業務に関する事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、所属長等の指揮命令を受けないものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。

監査役が、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を確保します。

監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止します。また、監査役の職務を遂行する上で必要な費用の前払い、又は償還の手続、その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払うものとします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役との間で定期的な意見交換会を開催します。また、内部監査部門及び会計監査人と定期的に連絡会を開催するほか、必要に応じて外部の専門家(弁護士、会計士等)を活用することができること等、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力排除規程に基づき、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することに努める一方、反社会的勢力との関係を一切持たないような体制を整備しております。主管部署となる総務部には担当者を配置し、警察、企業防衛対策協議会等の外部機関との連携を強化し、定期的な情報交換や各会合に出席し情報収集に努めるとともに、社内関係部署に情報伝達を行い、反社会勢力との関係が発生しないよう指導・管理を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2006年4月25日開催の第53回定時株主総会において、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、以降継続してまいりましたが、有効期間が満了する2019年4月25日第66回定時株主総会にて、新たな継続を決定いたしました。有効期間は3年間（2022年1月期事業年度に関わる定時株主総会の終了時まで）となっております。

本件の詳細は、当社ウェブサイト(アドレス<https://www.crossplus.co.jp/>)に掲載しておりますので、ご参照願います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

